

技管第317号
平成27年 3月19日

(一社) 熊本県建設業協会長 様

熊本県農林水産部長

熊本県農林水産部工事成績評定通知実施要領の一部改正について(通知)
日ごろから、農林水産業の振興にご協力をいただき深く感謝申し上げます。
さて、このことについて、本県公共事業における一層の品質向上を目指して、標記要領を
改正したのでお知らせします。

記

1 改正内容

工事成績評定通知書を閲覧公表する。

2 適用時期

平成27年4月1日以降に評定を行う工事。

熊本県農林水産部技術管理課

農業土木技術班 久野(内線 5454)

林務水産技術班 森本(内線 5464)

TEL(直通):(農)333-2426,(林)333-2467

Email: gijutsukanri@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県農林水産部工事成績評定通知実施要領改正新旧対照表

熊本県農林水産部工事成績評定通知実施要領(現行)	熊本県農林水産部工事成績評定通知実施要領(改正)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第8条、第9条及び第10条に関する事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、農林水産部及び地域振興局農林(水産)部(以下「農林水産部等」という。)が所管する請負工事とする。</p> <p>(評定点等の通知)</p> <p>第3条 農林水産部等の長は、評定要領第8条の規定により評定点を別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>なお、評定要領第9条に基づき評定点を修正した場合についても同様とする。</p> <p>(説明請求)</p> <p>第4条 前条の通知を受けた者は、評定要領第10条の規定に基づき、書面により、農林水産部等の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。</p> <p>(説明請求の提出)</p> <p>第5条 前条の書面の提出先は、第3条の通知を行った農林水産部等の長とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第8条、第9条及び第10条に関する事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、農林水産部、<u>広域本部農林(水産)部</u>及び地域振興局農林(水産)部(以下「農林水産部等」という。)が所管する請負工事とする。</p> <p>(評定点等の通知)</p> <p>第3条 農林水産部等の長は、評定要領第8条の規定により評定点を別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>なお、評定要領第9条に基づき評定点を修正した場合についても同様とする。</p> <p>(説明請求)</p> <p>第4条 前条の通知を受けた者は、評定要領第10条の規定に基づき、書面により、農林水産部等の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。</p> <p>(説明請求の提出)</p> <p>第5条 前条の書面の提出先は、第3条の通知を行った農林水産部等の長とする。</p>

(説明請求に対する回答)

- 第6条 農林水産部等の長は、第3条の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。
- 2 農林水産部等の長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(追加)

附則

この要領は平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成22年4月1日から適用する。

(説明請求に対する回答)

- 第6条 農林水産部等の長は、第3条の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。
- 2 農林水産部等の長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(評定結果等の公表)

第7条 農林水産部等の長は第3条による通知をした場合には、第4条に定める説明請求期間後速やかに公表するものとする。

2 公表については、第3条による別記様式第1(別表1を含む)の複写を本庁契約分については県庁新館行政棟情報プラザで、広域本部及び地域振興局契約分については農林水産部技術管理課及び当該機関の事業担当課において閲覧方式により次年度末まで公表するものとする。

3 閲覧する場合は、別記様式第3に定める熊本県農林部請負工事成績評定閲覧簿に必要事項を記載するものとする。

附則

この要領は平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成27年4月1日から適用する。

熊本県農林水産部工事成績評定通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第8条、第9条及び第10条に関する事項を定める。

(対象工事)

第2条 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、農林水産部、**広域本部農林(水産)部**及び地域振興局農林部(以下「農林水産部等」という。)が所管する請負工事とする。

(評定点等の通知)

第3条 農林水産部等の長は、評定要領第8条の規定により評定点を別記様式第1により通知するものとする。

なお、評定要領第9条に基づき評定点を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4条 前条の通知を受けた者は、評定要領第10条の規定に基づき、書面により、農林水産部等の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 前条の書面の提出先は、第3条の通知を行った農林水産部等の長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 農林水産部等の長は、第3条の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 農林水産部等の長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(評定結果等の公表)

第7条 農林水産部等の長は第3条による通知をした場合には、第4条に定める説明請求期間後速やかに公表するものとする。

2 公表については、第3条による別記様式第1(別表1を含む)の複写を本庁契約分については県庁新館行政棟情報プラザで、広域本部及び地域振興局契約分については農林水産部技術管理課及び当該機関の事業担当課において閲覧方式により次年度末まで公表するものとする。

3 閲覧する場合は、別記様式第3に定める熊本県農林部請負工事成績評定閲覧簿に必要事項を記載するものとする。

附 則

この要領は平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から適用する。

契約の相手方 所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

熊本県農林水産部長
熊本県〇〇広域本部長 印
熊本県〇〇地域振興局長

工事成績（修正） 評定通知書

貴社が受注した工事について、熊本県請負工事成績評定要領に基づき（修正）
評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して
14日（熊本県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条に規定する熊
本県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義に対する説明は、書面により郵送します。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、
担当課をお願いします。

記

- | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|--|-----|---|---|---|-----|-----|---|-----------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | | | | | | | 工 事 | | |
| 2 | 工 期 | | 平成 | 年 | 月 | 日 | ～平成 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | しゅん工検査年月日 | | 平成 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 4 | 成績評定 | | | | | | | | | |
| | 評定点 | | 〇〇点 | | | | | | | 項目別評定点は、別表1のとおり |
| | (修正評定点 | | 〇〇点 | | | | | | | 修正項目別評定点は、別表1のとおり) |
| 5 | 担 当 課 | | | | | | | | | 〔 工事発注担当課の部課名、住所、電話番号等を記
載する。〕 |

別表1

(修正) 項目別評定点

評価項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/ 100.0点

別記様式第2

第 号
平成 年 月 日

契約の相手方 所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

熊本県農林水産部長
熊本県〇〇広域本部長 印
熊本県〇〇地域振興局長

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 疑義に対する回答

別記様式第3

熊本県農林水産部請負工事成績評定閲覧受簿

番号	年	月	日	氏名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

(参考様式)

平成 年 月 日

熊本県農林水産部長
熊本県〇〇広域本部長 様
熊本県〇〇地域振興局長

商号又は名称
代表者氏名

印

工事成績評定に対する疑義について (依頼)

平成 年 月 日付け 第 号で通知がありました工事成績評定に
ついては、下記のとおり疑義がありますので、説明をお願いします。

記

- 1 工 事 名
- 2 疑義の内容

(注意)

疑義の内容については、簡潔に記載してください。

(この様式は、請負者が実施要領第4条の規定による説明請求を行う場合の参考書面です)